

第5章 計画の推進に向けて



計画を着実かつ効果的に推進していくため、全庁的な推進体制を整備するとともに、関係機関との連携・協働による総合的な推進体制の整備に取り組みます。

1 県の推進体制

(1) 全庁的な推進体制の強化

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「青森県青少年行政連絡会議」において、全庁的に計画を推進するとともに、各部局連携のもとで子ども・若者関連施策を総合的に推進していきます。

(2) 審議会等による有識者及び県民の意見等の反映

有識者等で構成される「青森県青少年健全育成審議会」をはじめ、県民等の提言・意見を反映させながら、計画に掲げる各種施策を推進していきます。

(3) 子ども・若者の意識や行動に関する調査の実施

子ども・若者の意識や行動に関する調査を引き続き実施し、その結果を効果的な施策の推進に反映させていきます。

2 関係機関等との連携・協働

(1) 子ども・若者育成支援のためのネットワークの充実強化

子ども・若者の育成支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の関係機関・民間支援団体等によるネットワークの充実強化を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

(2) 国、他都道府県との連携の充実

「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。また、社会環境浄化や有害情報から青少年を守る取組については、県域を越えて対応しなければならないという課題も存在します。

このため、これまで以上に国や他都道府県との緊密な連携を図りながら、子ども・若者育成支援に係る各種施策を推進していきます。

また、国の制度や施策が必要となる課題については、必要な措置を国に対して提案していくとともに、国の関係機関とも連携・協力し、本計画を着実に推進していきます。

(3) 市町村との連携推進による支援体制の充実

子ども・若者にとっての生活基盤は身近な市町村にあることから、市町村における子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整を行うなど、市町村との緊密な連携を図りながら支援を推進していきます。

(4) 民間団体等との連携・協働

子ども・若者の育成支援に関する様々な課題に適切に対応していくためには、N P O 法人・ボランティア団体、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学など、様々な主体と行政が目標を共有し、その目標に向かって、ともに力を合わせて活動することが重要です。

このため、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野において、民間団体等との連携・協働した取組を推進するとともに、これらの関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

また、「青少年育成県民運動」や「命を大切にする心を育む県民運動」をともに進めることなどを通じて、県民の「地域の子ども・若者は、地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、「あいさつ・声かけ活動」をはじめとした地域活動などの更なる推進・拡大を目指します。

3 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行います。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。